

第2回道路の不法占用対策に係る専門部会 議事概要

日時：平成24年5月16日(水) 10:00～11:45

場所：経済産業省 別館10階 1038号室

1. 議事概要

事務局より、資料1、資料2及び資料6について説明を行い、地方公共団体からのヒアリングを行った(資料3～資料5)。

2. 審議内容

審議における主な意見については以下のとおり。

(1) ヒアリングにおける地方公共団体からの主な意見等

① 東京都

- ・ 突き出し看板のような基準に適合すれば占用許可が受けられる看板については、看板実態調査の結果を基に、不適合看板、未許可看板、許可未更新看板の所有者に対する一斉文書指導のほか、電話指導や直接指導により、許可率が看板適正化事業に本格的に取り組み始めた頃には約50%だったものが、5年間で約85%にまで上がった。これにより、規格を逸脱した大きな看板、安全性が不十分で落下の危険性のある看板などが撤去・改善された。
- ・ 占用許可申請を促すインセンティブとして、平成10年度より2平米以下の看板は占用料を免除し、また、暫定的な措置として、平成16年度より2平米を超える場合、当該2平米分については占用料を減額する制度を導入している。
- ・ また、置き看板のような占用許可を受けられない看板については、地元区市町村、地元町会・商店会、交通管理者等とともに合同パトロールを行い、地元と連携した現場指導を行うことで、適正化の成果を上げている。
- ・ 不法占用対策の基本は、現場における継続的な是正指導と地元との連携であると思っている。強制的な手段の検討のみではなく、地元と連携して現場指導がスムーズにいくような仕組みも検討いただきたい。

② さいたま市

- ・ 屋外広告物法における「簡易除却」の要件である「管理されずに放置されていることが明らかなき」について、さいたま市においては、その看板の除却を命ずる相手が近くにおらず、常に管理できる状態にないことと解釈し、運用している。
- ・ 以上のような運用をしても、そもそもが違法看板であるため、苦情はほぼない。

③ 福岡市

- ・ 平成11年に路上違反広告物追放登録員制度(市長の違反広告物の除却権を市民ボランティアに委任する制度)を設け、平成23年度末で197団体、3,900名余りの登録があり、平成23年度に約1万4,000件の違反広告物の除却を行っている。
- ・ 市では、平成22年、平成23年に緊急雇用対策の補助を受け、自動車にカメラやレーザースキャナ、GPSなどの位置情報センサーを搭載し、道路

を走行しながら、突き出し看板等を含め、市内のほぼ全ての道路に面した屋外広告物の実態調査を行った。その成果物を活用して、指導に当たりたいと考えている。

(2) 各委員からの主な意見

- ・ 地域との連携は重要。ごみ拾い活動、通学路の安全活動又は防犯活動といった地域での連携が求められている多種多様の活動がある中、不法占用対策の活動をどのように結びつけていくかが重要。
- ・ 路上違反広告物追放登録員制度の運用に当たっては、要綱を定め、それに基づいて登録しているとのことであったが、違反広告物の除却は公権力の行使に当たるため、研修を行うなどにより適正な運用を図ることが必要ではないか。